

令和5年5月31日

学校法人会計と企業会計の違い

1. 学校法人会計と企業会計の違い

学校法人は、私立学校法に基づき文部科学省をはじめとする所轄庁の認可を受けて設立された法人です。そのため、学校法人は公共性が求められており、特性（建学の精神）に基づき自主性を重んじた教育活動等を行っていく責任があります。

学校法人会計は、学校法人会計基準に基づき会計処理されています。財政状態等を明らかにするとともに、財務諸表等を作成して、財務情報を公開しています。また、国や地方公共団体から補助金を受けるための条件であり前提であります。

学校法人会計と企業会計の大きな違いは、その収支計算の目的にあります。企業会計は、株主、債権者等の利害関係者に対して、企業の財政状態及び経営成績を明らかにする目的で行われます。このため、企業会計では期間損益計算を行い、貸借対照表、損益計算書の2つの計算書を作成します。一方、学校法人会計は、教育研究活動を中心とした学校法人の全活動の状況を明らかにする目的で行われます。このため、学校法人会計では、貸借対照表、資金収支計算書、事業活動収支計算書の3つの計算書を作成します。

2. 計算書類の説明

（1）資金収支計算書

資金収支計算書は、企業会計のキャッシュフロー計算書に近いもので、当年度の学校法人の活動に附随するすべての資金の動きの内容を明らかにすることを目的としています。

（2）事業活動収支計算書

事業活動収支計算書は、企業会計の損益計算書に相当し、学校法人の当年度の事業活動収支の状況を明らかにすることを目的としています。

事業活動を 教育活動収支 教育活動外収支 特別収支の3つの活動区分で構成しています。

企業会計と異なる点は、企業会計の損益計算書にはない「基本金」が表示されている点です。これは、学校法人の永続性を前提に、必要な資産を継続的に保持するために必要な金額を示しています。

（3）貸借対照表

貸借対照表は、企業会計の貸借対照表に近いもので、学校法人の当年度末の財政状態、つまり、保有する資産と債務の状態を表示しています。